

いじめ対応マニュアル

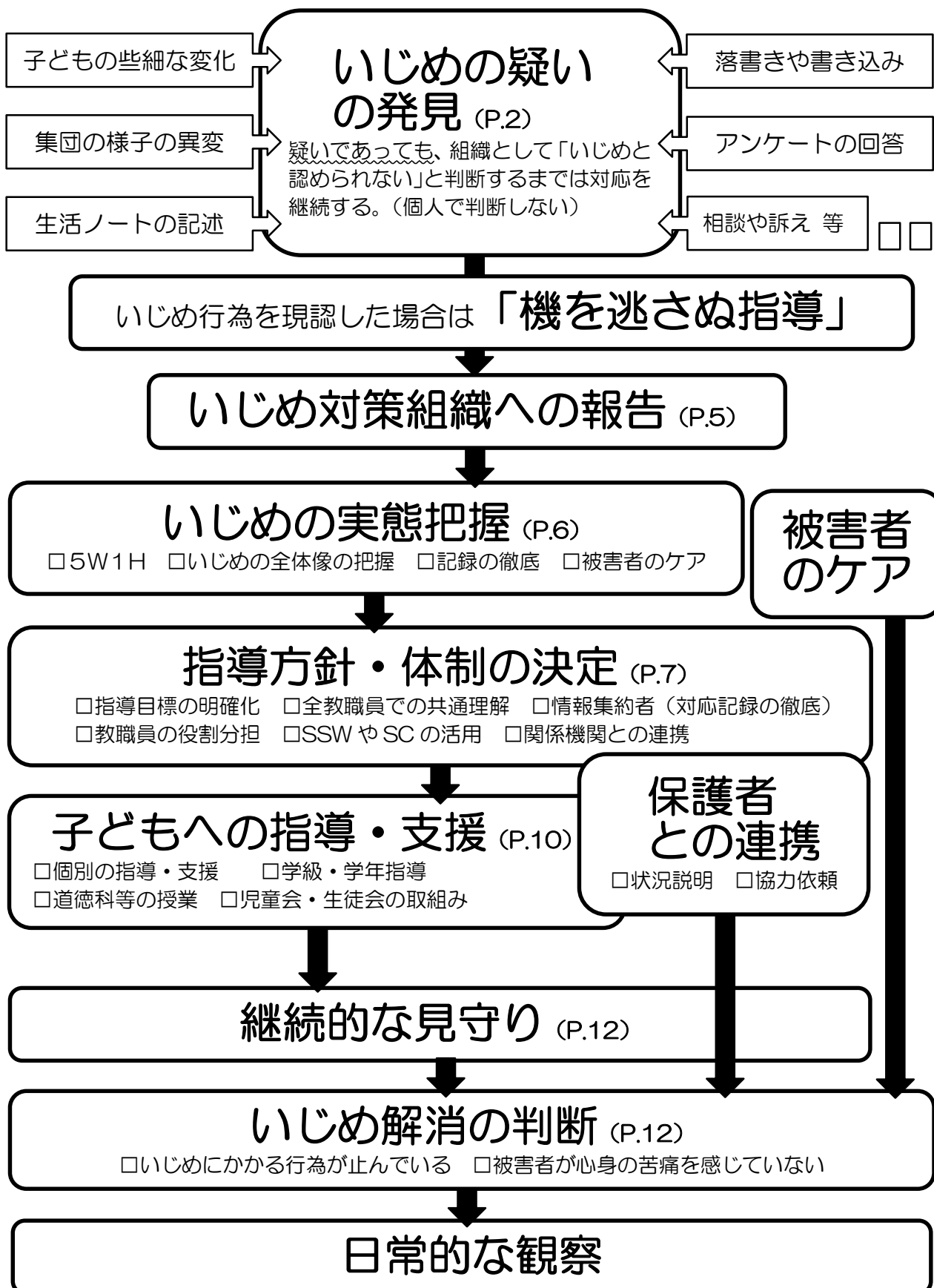
～いじめを発見した際の基本的な対応について～

令和元年8月改訂

(平成24年8月作成)

守口市教育委員会事務局 指導部 学校教育課

いじめを発見した際の基本的な対応の流れ



I いじめの疑いの発見

いじめによって子どもの尊い命が奪われるといった痛ましい事件の発生等を受け、いじめの定義は再発防止に向けて改訂されてきています。「いじめ」を正しく理解した上で、いじめの「疑い」を早期発見し解消に向けて取り組んでいくことが重要です。

(1) いじめとは ※児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査における定義

【昭和 61 年度からの「いじめ」の定義】

「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。

【平成 6 年度からの「いじめ」の定義】

「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。

【平成 18 年度からの「いじめ」の定義】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【平成 25 年度からの「いじめ」の定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【いじめとして認知する事例】（平成 27 年度 いじめの防止等に関する普及啓発協議会 行政説明資料より）

Aさんは、同じクラスのBさんに、いきなり頭をたたかれた。Aさんは泣きながら担任のところへ駆け寄り、「Bさんにたたかれた」と訴えた。担任は、Bさんに事実確認したところ、Aさんをたたいたことを認めため、厳しく注意した。AさんがBさんにたたかれたのは、後にも先にもこの日だけである。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくい時間や場所（ネット上含む）を選んで行われており、また「親に心配かけたくない」などといった心理が働き、いじめられている本人からの訴えは少ない傾向があります。「発見できていないいじめがどこかに潜んでいる」との認識をもって、日常的に子どもの表情や行動の変化を注意深く観察し、いじめの発見に努めることが重要です。

「いじめ発見のチェックシート」

※「いじめの総合対策【第2次】（東京都教育委員会）」より

【表情・態度】

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 笑顔がなく、沈んでいる | <input type="checkbox"/> ぼんやりとしていることが多い |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない | <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる |
| <input type="checkbox"/> 表情がさえず、ふさぎこんで元気がない | <input type="checkbox"/> 周りの様子を気にし、おどおどしている |
| <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい | <input type="checkbox"/> いつも一人ぼっちである |

【身体・服装】

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 身体に原因が不明の傷などがある | <input type="checkbox"/> けがの原因を聞いても曖昧に答える |
| <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、活気がない | <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える |
| <input type="checkbox"/> 寝不足等で顔がむくんでいる | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡が付いている |
| <input type="checkbox"/> ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている | |
| <input type="checkbox"/> シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている | |

【持ち物・金銭】

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 鞆や筆箱等が隠される | <input type="checkbox"/> ノートや教科書に落書きがある |
| <input type="checkbox"/> 作品や掲示物にいたずらされる | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている |
| <input type="checkbox"/> 机や椅子が傷つけられたり、落書きされたりする | |
| <input type="checkbox"/> 鞆や靴が隠されたり、いたずらされたりする | |

【言葉・言動】

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる | <input type="checkbox"/> 他の子どもから言葉がけをされない |
| <input type="checkbox"/> 一人でいたり、泣いていたりする | <input type="checkbox"/> 教室に遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 忘れ物が急に多くなる | <input type="checkbox"/> いつも人の嫌がる仕事をしている |
| <input type="checkbox"/> すぐに保健室に行きたがる | <input type="checkbox"/> 職員室や保健室の前でうろうろしている |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に校庭に出たがらない | <input type="checkbox"/> 家から金品を持ち出す |
| <input type="checkbox"/> 不安げに携帯電話等をいじったり、メール・SNS等の着信をチェックしたりしている | |

【遊び・友人関係】

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 遊びの中に入っていない | <input type="checkbox"/> 笑われたり冷やかされたりする |
| <input type="checkbox"/> 友達から不快に思う呼び方をされる | <input type="checkbox"/> グループでの作業の仲間に入っていない |
| <input type="checkbox"/> 特定グループと常に行動を共にしている | <input type="checkbox"/> よくけんかをする |
| <input type="checkbox"/> 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする | |
| <input type="checkbox"/> 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする | |
| <input type="checkbox"/> 遊びの中で、いつも鬼ごっこの鬼やサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられる | |

【教職員との関係】

- | | |
|--|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 教職員と視線を合わせない | <input type="checkbox"/> 教職員との会話を避ける |
| <input type="checkbox"/> 教職員と関わろうとせず、避ける | |

【早期発見のための手立て（例）】

《 日常的な子どもの観察 》

授業中のみならず休み時間等に、個々の子どもがどのように過ごしているか、「いじめ発見のチェックシート」等を活用して観察します。気になる子どもが現れた場合には、その子どもへの声かけとともに、学校いじめ対策組織に気になる子どもの様子を伝えます。

《 集団における人間関係の把握 》

特に発達個人差が大きくなる時期には、一見仲良く見える友達グループにおいても、いじめが発生しやすくなります。学級内にどのようなグループがあり、その人間関係がどうであるかといった視点での観察も必要です。

《 日記や生活ノート 》

子どもは、日記や生活ノートを通してSOSのサインを伝えてくることがあります。気になる記載があった場合には、担任等が個人で深刻ではないと安易に判断せずに、学校いじめ対策組織に報告するとともに、教育相談や家庭訪問等の対応を速やかに行います。

《 教育相談 》

あまり話しかけてこない子どもには、教職員から意図的に声をかけコミュニケーションを図るなどによって、子どもが教職員に気軽に相談できる環境づくりに努めます。また、定期的に教育相談を実施し、信頼関係の構築と子ども理解に努めるとともに、市教育センターの「いじめホットライン」等の相談窓口を周知します。

《 いじめアンケート 》

子どもが安心して回答できるよう、記名式又は無記名式、記入や回収方法など、学校の実情や目的に応じて実施方法を工夫し定期的実施します。なお、アンケートにより集まった情報は、学校いじめ対策組織で集約した後に全教職員で共有します。（アンケートの回答は、少なくとも卒業時まで保存します。）

※ 教職員がいる場において、子ども達の間で「冷やかしかからかい」などの行為があった際に、教職員が気付いているにも関わらず指導を行わないことは、子ども達に「先生はいじめを容認している」「先生に相談しても無駄だ」等の思いを抱かせてしまう恐れがあります。やむを得ない事情によって十分な指導を行う時間がない場合であっても、機を逃さずにその行為が許されないことであることを指摘しその行為を止めるとともに、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげます。

《CHECK》

- 毎学期始めにいじめの定義や対応を確認する。
- いじめか否か、深刻か否かを個人で判断しない。
- 教育相談やアンケート等の情報は、集約し全教職員で共有する。

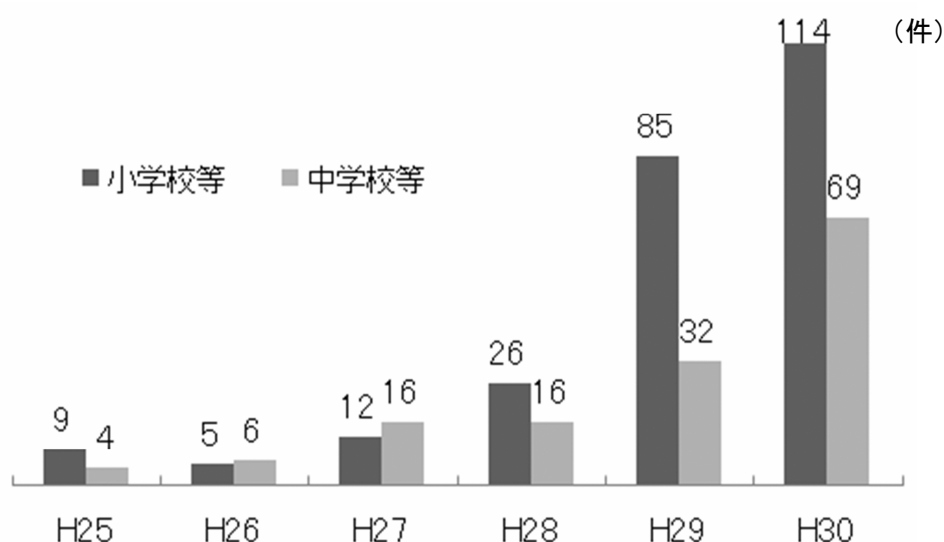
(3) 学校いじめ対策組織への報告

学級担任が陥りやすい傾向として、いじめの発生が自分の指導力を否定されたように感じてしまい、誰にも報告せず一人で抱え込んでしまったり、高圧的な指導によって謝罪等の一時的な解決で済ませてしまったりすることがあります。その結果、いじめの全体像を把握しないままの不十分な指導となり、重大ないじめへと深刻化してしまう可能性があります。いじめの疑いを発見したことを肯定的に捉え、速やかに報告を行い、組織的な対応によっていじめの早期解消に努めることが重要です。

《CHECK》

- いじめを発見、または相談を受けた際には、他の業務に優先して速やかに対応する。
- 確証がなく「いじめの疑い」の段階であっても報告する。
- 5W1Hを基本として、客観的な事実を報告する。(推測を含めない)
- 訴えや相談の場合は、できる限り聞いた言葉をそのまま伝える。
- 既に対応や指導を行っている場合は、その内容も併せて報告する。

【守口市立学校における「いじめ認知件数」の推移】



児童生徒1千人当たりのいじめ認知件数の都道府県間における差は、約13倍と依然として大きい。いじめを漏れなく認知するためには、全ての教職員が改めていじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を確認し、積極的な認知を行うとともに、学校を挙げて早期発見に向けた取組みを行うことが重要である。

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価している。(H30.12.14 文部科学省通知)

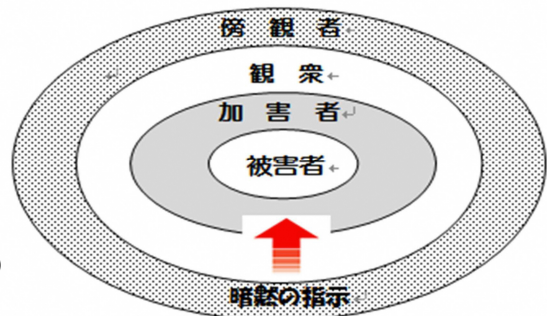
Ⅱ いじめの実態把握

いじめの解消に向けた適切な指導や効果的な取組みを進めるためには、ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を正確に把握する必要があります。時間が経過するにつれて、子ども達はうわさ等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じる恐れがあることから、いじめられている子ども、その保護者、他の子ども、教職員に対する聴きとりやアンケート等の調査を可能な限り速やかに実施するよう努め、いじめの事実関係を速やかに把握します。

なお、いじめている子ども（または疑いのある子ども）からも事実関係について意見を聴きとり、公平性・中立性を確保します。

【いじめの4層構造】

- ① 被害者（いじめられている子ども）
- ② 加害者（いじめている子ども）
- ③ 観衆（はやしたてる子ども）
- ④ 傍観者（見て見ぬふりをしている子ども）



《CHECK》

- 情報集約（記録）、聴きとりの各担当を決め、随時報告する。
- 聴きとりは、子どもが話しやすい信頼関係のある教職員を担当とする。
- 可能な限り、聴きとりは複数の教職員で行う。
- 5W1Hを基本とし、聴きとった内容や学校が行った対応等をすべて記録する。
- 記録は、子どもの卒業後も、指導要録の保存期間に合わせて5年間は保存する。

—記録の例—

6月5日（水）16:00～16:45 会議室にて、○教諭と○教諭が児童Aの聴きとりを実施

[聴きとった内容]

〈いつ〉6月4日（火）15:30頃、〈だれ〉児童Aが、〈どこ〉校門付近で、〈なぜ〉児童Bの名前を呼んでも児童Bが返事をしなかったことに腹を立て、〈どのように〉児童Bに対し大きな声で「死ね」と5回ほど言った。

（1）いじめられている子どもへの聴きとりの留意事項

- 子どもが話しやすい信頼関係のある教職員が聴きとりを行う。（できるだけ複数の教職員で）
- 他の子どもの目に触れないなど、安心して話せる場所を選ぶ。
- 子どものケアを行いつつ、聴きとりを進める。
- 「いじめは絶対に許さない」「最後まで守り抜く」という姿勢をしっかりと示す。
- いじめを受けたつらさや悔しさに共感しながら、ていねいに事実の確認を行う。（5W1H）
- 「君にも原因がある」「君も悪い」等という言葉かけを絶対しない。

(2) いじめている子どもへの聴きとりの留意事項

- 子どもが話しやすい信頼関係のある教職員が聴きとりを行う。(できるだけ複数の教職員で)
- 他の子どもの目に触れないなど、素直に話せる場所を選ぶ。
- いじめ行為を行うに至った気持ちや背景等に目を向けながら、ていねいに事実の確認を行う。(5W1H)
- 具体的な行為を確認していく。(× 無視したのか? → ○ 返事をしなかったのか?)
- 関係する子どもが複数いる場合、個別の聴きとりを行い、それぞれが話した内容に整合性があるかを確認しながら実態を把握する。

※ 様々な事情により実態把握が困難な場合においても、配慮に欠ける不適切な聴きとりを行うと、子どもが迎合したり誘導されたりして、公平性や中立性が確保された事実認定ができない恐れがあるため、十分に注意しなければならない。

《CHECK》

- 長時間の聴きとりをしないこと
- 深夜に及ぶ聴きとりをしないこと
- 原則として、被害者側を同席させないこと
- 原則として、関係児童・生徒を同席させないこと
- 誘導となり得る質問を避けること

※ いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

校長は、速やかに教育委員会を通じて、市長まで重大事態が発生した旨を報告しなければなりません。報告を受けた教育委員会は、指導主事を学校に派遣するなどして、適切な対応が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援します。

Ⅲ 指導方針・体制の決定

いじめの実態把握ができ次第、速やかに学校いじめ対策組織において、いじめの実態や重篤度に応じた指導方針及び指導体制を決定します。何よりいじめられている子どものケアを最優先にしつつ、指導のねらい、教職員の役割分担を明確にします。

なお、把握したいじめの実態や指導方針等については、その重篤度を問わず、全教職員で共通理解を図りながら組織的な対応を進めます。

(1) いじめ行為の重篤度に応じた指導方針

「問題行動への対応について (H26 守口市教育委員会)」より

レベルⅠ	担任・学年教員で対応し、解決を図る。
(例示) <input type="checkbox"/> ことばによるからかい <input type="checkbox"/> 無視 <input type="checkbox"/> 攻撃的な言動(荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)	
※指導後にも改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。	

レベルⅡ	担任・学年教員とともに、管理職・生徒指導担当が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。
<p>(例示) □仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言</p> <p>※いじめについては、加害・被害児童生徒の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する。</p> <p>※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合</p> <p>※指導後にも改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。</p>	

レベルⅢ	管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭で指導する。
<p>(例示) □暴言・誹謗中傷行為〈「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの〉 □脅迫・強要行為〈態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの〉 □暴力(蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらぬもの)</p> <p>※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合</p> <p>※指導後にも改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。</p>	

レベルⅣ	教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。
<p>(例示) □重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為(金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)</p> <p>※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合</p> <p>※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要であると判断した場合、出席停止を活用する。</p> <p>※指導後にも改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。</p>	

レベルⅤ	教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。
<p>(例示) □極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為(態様・被害の程度・背景事情を考慮する)</p> <p>※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合</p>	

(2) 具体的な対応の例示

「問題行動への対応について (H26 守口市教育委員会)」より

A. 加害児童生徒への説諭

- * 担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- * 生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- * 学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- * いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- * 状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

- D. 教職員、管理職による講話**
* 学級会・学年集会・全校集会等での講話。
- E. ゲストティーチャーによる講話**
* 保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。
- F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加**
* 加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
* 達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。
- G. 児童会・生徒会の活動**
* 学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。
- H. 読書・映画等の教材活用、感想文**
* 加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。
- I. 家庭での話し合い**
* 保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。
- J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示**
* 家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。
- K. 保護者への説諭(管理職・警察OB等)**
* 加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。
- L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組**
* いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。
- M. 少年サポートセンターとの連携**
* 少年相談、立ち直り支援活動等の活用。
- N. 警察、福祉機関への相談・通報**
* 相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。
- O. スクールカウンセラーとの連携**
* 中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。
- P. 市教育委員会指導主事・学校支援員の支援要請、事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。**
* 短期、中・長期の指導計画
～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～
◇規範意識・社会性等の育成 ◇学習支援 ◇情緒の安定
◇福祉機関と連携した家庭への支援 ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援
- Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請**

Ⅳ 子どもへの指導・支援

(1) いじめられている子どもへの対応の留意事項

- 「いじめは絶対に許さない」「最後まで守り抜く」という姿勢をしっかりと示す。
- 学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。
- いじめを受けたことの屈辱感や恥ずかしさを感じていることが多いので、いじめの卑劣さを語るなど、子どもの心をほぐし支援する。
- 「君にも原因がある」「君も悪い」等という言葉かけを絶対しない。
- 子どもの安心が保持できるまでは、毎日、下校前などに、いじめ行為がなかったか、不安な気持ち等はどうだったかを確認する。

(保護者への対応)

- いじめを把握した際には、速やかに（原則、当日）家庭訪問等により保護者と直接面会し、把握できている状況を伝えるとともに、当面の対応や指導方針を伝える。
- 保護者の不安な気持ちやつらい気持ちを共感しながら受け止める。
- 学校における子どものケアを伝えるとともに、家庭におけるケアを依頼する。
- 子どもが安心な状況になるまでは、毎日、連絡をとり、学校での様子を伝えるとともに、家庭での様子を聴きとる。

※ いじめられている子ども、保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるよう勧めます。この際、可能な限り、教職員やスクールカウンセラー等が寄り添いながら、専門機関による支援につなげます。また、いじめられている子どもに学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、本人の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行います。

(2) いじめている子どもへの対応の留意事項

- いじめ行為に至った気持ちを聴きとり、一人ひとりの子どもの背景等を踏まえながら、人格形成を支援する姿勢で指導にあたる。
- 本人に意図や悪意がない場合であっても、いじめであることを指摘し指導する。
- いじめられている子どもの心の痛みに思いをめぐらせ、自ら「いじめの非」に気づくことができるまで、粘り強く指導を行う。
- いじめによって得たかったものを考えさせ、それを得るための他の方法を考えさせる。

(保護者への対応)

- 正確かつ客観的な事実を説明するとともに、いじめられている子どもや保護者の状況や気持ち、よりよい解決を目指している学校の思いを伝える。
- 「いじめました」と伝えるのではなく、具体的な行為を示し、学校として「いじめと判断した」旨を伝える。
- 学校としての指導の目的や方針を明確に伝え、家庭において協力してもらいたいことを具体的に伝える。

※「学習の場を教室以外に移す」必要があるとき

いじめられている子どもを守るため、いじめている子どもをやむを得ず一時的に教室以外の場所に移す必要があるときには、下記の点に留意して学習を保障します。

- 学級で行われる授業の内容に即した学習計画を作成すること
- 学習の記録をとり、指導者が交代する際には引き継ぐこと
- 学習評価を行う教科担当や担任等に学習状況を報告すること

※ 状況改善が見られず「出席停止」措置の必要があるとき

指導しても改善が見られず、いじめられている子どもや他の子どもの学習の妨げになる場合には、下記の手続きにより、いじめられている子どもの出席停止を命じることができます。

(「守口市立学校の管理運営に関する規則」第19条に基づく)

- ① 校長が、教育委員会に報告又は出席停止についての意見を具申する。
- ② 教育委員会が、子ども・保護者に対して、あらかじめ意見を聴取した後、理由及び期間を記載した文書を交付し、出席停止を命じる。
- ③ 校長は、教育委員会の指示に基づき、出席停止の期間における学習の支援、その他の教育上必要な措置を講じなければならない。

(3) 周りの子どもへの対応の留意事項

- 学級や学年全体にいじめ行為があったことを伝える際には、いじめられている子ども、いじめている子どもに対して、事前に話す目的と内容を伝えておく。
- 観衆（はやしたてる子ども）や傍観者（見て見ぬふりをしている子ども）の立場にある子どもに対して、いじめ行為を止めることができない無力感や罪悪感等の心情を抱いている子どもがいることを踏まえて指導にあたる。
- 一人ひとりが少しの勇気を出して行動を起こすことが、いじめられる子ども、いじめる子どもを集団の中に生み出さないことを理解させる。

※ 効果的に指導目標を達成するために、子どもへの指導・支援を行う際、「いじめ」という言葉を用いない場合であっても、いじめ対応としての組織的な対応を行わなければなりません。

※ 必要に応じて保護者集会を開催する場合には、個人情報（子どもの氏名など）の取り扱いに十分留意した上で、①どのようないじめが起きたのか、②学校としてどのように取り組んできたか、③学校として再発防止に向けてどのように取り組んでいくか、④各家庭において協力していただきたいこと等、説明する内容を学校いじめ対策組織で十分検討します。その際、いじめられている子どもや保護者の2次被害についても十分に留意します。

なお、学校が集会において説明する目的と内容については、関係する子どもの保護者に対して、事前に伝えておきます。

V 継続的な見守り

いじめ行為が止んだ状態となっても、十分に注意しながら観察を継続させます。特に、いじめられていた子どもに対しては、観察のみならず、声かけ等を積極的に行いながら、不安な気持ちなど精神的な被害の把握に努めます。なお、子どもの見守りについても、報告・連絡・相談及び記録の方法等を明確にし、情報を共有しながら組織的な対応を進めることが重要です。

《CHECK》

- 見守り（観察）は、授業や部活動等で関わるすべての教職員で行う。
- 情報集約の担当を決め、随時報告するとともに記録を徹底する。（5W1H）
- 精神的な被害は把握しにくいいため、表面的な状況のみで安易に解消したと判断しない。
- 保護者の承諾を得て、スクールカウンセラーの定期的な活用を行う。
- 定期的に保護者と連絡をとり、学校・家庭での子どもの様子を共有する。

VI いじめ解消の判断

いじめ対応については、単に謝罪や「楽しそうに一緒に遊んでいた。」などの表面的な状況をもって、いじめが解消されたと安易に判断し、終えてしまってはいけません。いじめが解消されたかどうかについては、少なくとも以下の2つの要件が満たされていることを含め、決して教職員個人で判断するのではなく、学校いじめ対策組織で「見守りの記録」や子どもの状況等を総合的に検討した上で、急ぐことなく判断します。

※ 「いじめが解消している状態」にかかる要件

「いじめ防止等のための基本的な方針（H29改訂 文部科学大臣決定）」より

① いじめに係る行為が止んでいること

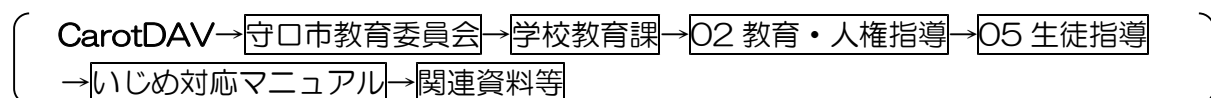
被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害が重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

VII 関連資料等

いじめ防止等に関わる資料等の電子データが、校務用パソコンの「CarotDAV」にありますので、ご活用ください。



01 守口市いじめ防止基本方針 (平成27年2月 守口市)
いじめ防止等のための基本的な考え方、教育委員会・学校の取組み、重大事態への対処など
02 いじめアンケート調査結果 (平成24年8月 守口市教育委員会)
いじめの実態を把握するため、全児童生徒を対象に実施したアンケートの結果
03 問題行動への対応について (平成26年11月 守口市教育委員会)
いじめやその他の問題行動の重篤度に応じた学校の対応
04 いじめ事象対応への注意点について (平成29年7月 守口市教育委員会教育長通知)
いじめ防止等にかかる校内体制の整備や対応における17の注意点
05 いじめ防止対策推進法 (平成25年6月 法律第71号)
いじめへの対応と防止について学校や行政等の責務を規定
06 いじめの防止等のための基本的な方針 (平成29年3月改訂 文部科学大臣決定)
いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定
07 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (平成29年3月 文部科学省)
重大事態への対応について、法・基本方針等に則った適切な調査の実施に資するために策定
08 いじめ対策に係る事例集 (平成30年9月 文部科学省)
いじめ防止等の点で特に優れていると判断した事例や学校現場において教訓となる事例
09 携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム (平成21年3月 大阪府教育庁)
被害・加害への対処等に関する15のプログラム及びデジタルコンテンツ
10 携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム (追加資料) (平成30年2月)
スマートフォンにおけるトラブル等新たな課題に対する対処法など
11 いじめ対応セルフチェックシート (令和元年6月 大阪府教育庁)
教職員の認識や学校体制について考え、いじめ対応を見直すための自己点検(学校用・教職員用)
12 学校における人権教育推進のための資料集 (平成29年4月 大阪府教育庁)
民族や障がい者問題等の差別事象が生じた際の対応の流れ及びポイント